

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	岐阜市 国民健康保険事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・岐阜市では「岐阜市特定個人情報ファイル安全管理規程」を定めており、特定個人情報保護評価については本規程を活用したリスク評価を実施している。
・国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岐阜市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム3									
①システムの名称	国民健康保険給付システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険診療報酬明細書情報管理機能:国民健康保険の診療報酬明細書を管理する。 ・出産育児一時金管理機能:国民健康保険の出産育児一時金の支給状況を管理する。 ・葬祭費管理機能:国民健康保険の葬祭費の支給状況を管理する。 ・食事差額管理機能:国民健康保険資格の食事差額の支給状況を管理する。 ・高額療養費管理機能:国民健康保険の高額療養費の支給状況を管理する。 ・療養費管理機能:国民健康保険の療養費の支給状況を管理する。 ・高額介護合算管理機能:国民健康保険の高額介護合算の支給状況を管理する。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="radio"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム								
[] その他 ()								
システム4									
①システムの名称	収納消込システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・収納消込保険料管理機能:保険料の徴収方法、納期毎の期割料額、収納額、納期限及び代納人(代表相続人、納付義務者)情報を管理する。 ・還付管理機能:保険料の還付に関する情報を管理する。 ・証明書発行機能:保険料の納付済額証明書等の証明書を発行する。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="radio"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム								
[] その他 ()								
システム5									
①システムの名称	滞納整理システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者情報管理機能:保険料の滞納者に関する滞納処分等の情報を管理する。 ・滞納処分関係等帳票発行機能:保険料の滞納処分関係等の各種帳票を発行する。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム								
[] その他 ()								
システム6～10									

システム6	
①システムの名称	共通基盤連携システム(宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)、庁内連携システム等を含む。)
②システムの機能	<p>1. 統合宛名機能</p> <p>(1) 団体内統合宛名番号採番機能 業務システムからの要求に応じて、団体内統合宛名番号を採番し、業務システム、及び中間サーバーに返却する。</p> <p>(2) 番号管理情報更新機能 住民基本台帳情報(現存者)、宛名(住登外)情報の更新データが送付されてきた場合に、団体内統合宛名番号、個人番号、宛名番号(業務)の紐付け情報を更新する。</p> <p>(3) 業務システム連携機能 業務システムからの要求に応じて、個人番号、または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を返却する。</p> <p>(4) 業務システム連携機能(番号情報) 業務システムからの要求、または番号管理情報の変更の際に、宛名番号(業務)に紐付く個人番号、及び団体内統合宛名番号を返却する。</p> <p>(5) 団体内統合宛名番号表示機能 業務システムで団体内統合宛名番号を保持しない、またはシステム化されていない業務向けに、番号の紐付け情報を検索し、表示する。</p> <p>(6) 中間サーバー連携機能(4情報提供) 中間サーバー、または中間サーバー接続端末からの要求に応じて、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を返却する。</p> <p>2. 中間サーバー連携機能</p> <p>(1) 情報提供機能 統合DBから特定個人情報を出し、中間サーバーに連携(提供)する。</p> <p>3. 情報照会機能</p> <p>(1) 情報照会機能 業務システムから「他団体への情報照会依頼」を受信する。</p> <p>(2) 情報照会連携機能 業務システムから受信した「他団体への情報照会依頼」を中間サーバーに連携する。</p> <p>(3) 照会結果取得機能 中間サーバーから「他団体からの情報提供内容」を取得する。</p> <p>(4) 照会結果回答機能 中間サーバーから受信した「他団体からの情報提供機能内容」を、業務システムに連携する。</p> <p>(5) 番号変換機能 宛名番号(業務)⇄団体内統合宛名番号の変換を行う。</p> <p>(6) 文字コード変換機能 業務システムにて使用しているデータの文字コードを変換する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー)</p>

システム9									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないが、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐付けが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐付けが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 (iii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生じ、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会及び(iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (国民健康保険システム)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (国民健康保険システム)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (国民健康保険システム)									
システム10									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険システムファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>①住民基本台帳情報及び税務情報に個人番号が管理されるため、正確な資格管理、保険料賦課・徴収及び給付等の事務を行う。</p> <p>②国及び他の自治体と国民健康保険情報を連携することで、住民の各種申請の手続き簡素化等の利便性向上のため。</p> <p>③(オンライン資格確認の準備業務)オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。</p>
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。 ・これまでに窓口で提出が求められていた事業者及び行政機関等が発行する添付書類の省略が図られ、住民の負担軽減に繋がる事が見込まれる。 ・国及び他の自治体が保有する住民情報や所得情報と国民健康保険情報を連携することで、国民・住民情報を効率的・正確に名寄せ・突合ができる。 ・(オンライン資格確認の準備業務)オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用の仕組みを実現する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項 別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令/総務省令第5号。以下「別表主務省令」という。) 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 <番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠> ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 (2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、173の項)及び16、19、27、38、111、116、137、141、145、164、165、166の項 <番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠> ・69、70、71、160の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 国保・年金課、財政部 納税課
②所属長の役職名	国保・年金課長、納税課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

別紙1のとおり

(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険システムファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険資格を有する者及び過去に国民健康保険資格を有していた者
その必要性	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険資格に関する記録を正確に管理するため 国民健康保険料の賦課を行うため 国民健康保険の給付に関する記録を正確に管理するため 国民健康保険料の収納・滞納に関する記録を正確に管理するため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ・4情報及び連絡先:対象者の資格・収納及び給付関係の基本情報を管理するために保有 ・地方税情報:保険料の賦課決定、資格確認書等の負担割合決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有 ・医療保険情報:被用者保険や他市町村の国民健康保険等の加入等の情報から、資格管理・保険料賦課・給付を行うために保有 ・その他住民票関係情報:住民票世帯の確認による加入世帯の把握により資格の適正化を図るために保有。 ・児童及び障害者福祉関係情報:住所地特例や介護保険適用除外等の把握により資格及び保険料の適正化を図るために保有 ・雇用・労働関係情報:雇用保険の受給資格の確認により保険料の適正化を図るために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:適用除外要件を確認し、資格の適正化を図るために保有。 ・介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有 ・年金関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有。 ・口座登録・連携ファイル関係情報:給付金を支給するため、還付金を振り込むために保有。 ・健康医療関係情報:給付に関する事務を行うために保有。
全ての記録項目	別添2を参照。

⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	市民生活部 国保・年金課、財政部 納税課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課・市民税課・障がい福祉課・生活福祉一課・生活福祉二課・介護保険課・福祉医療課・高齢福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働大臣、日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、地方公共団体情報システム機構、デジタル) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (全国協会保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合、社会福祉協議会、岐阜県国民健康保険団体連合会)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・本人又は本人の代理人による届出の都度(国保・年金課、納税課の受付は平日8:45~17:30の間で行う。) ・住民登録者は住民基本台帳システムの異動情報と即時連携 ・税情報・障がい者情報・年金受給情報・高額介護情報は異動の都度(月次更新で行う。) ・その他、当市以外の他機関から入手する情報は業務の必要性に応じて不定期 <p><他市区町村></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村からの転入後、国民健康保険への加入に伴い、国民健康保険業務の上で必要な加入世帯の世帯員の所得の照会の連携を随時に行った都度 ・医療給付の申請時に医療保険給付関係情報等を都度入手する <p><国保連合会からの入手></p> <p>当市は国保連合会より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格継続業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等) <ul style="list-style-type: none"> : 国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。 平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 ・高額該当の引き継ぎ業務 <ul style="list-style-type: none"> ・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) <ul style="list-style-type: none"> : 転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。 平成30年4月1日以後に、月次の頻度。

<p>④入手に係る妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法第9条により被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届けなければならない。 ・同法に基づく事務で必要に応じて、情報提供ネットワークシステム等で情報を入手。 <p><国保連合会からの入手> 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入手の時期・頻度の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・資格継続業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ業務 <ul style="list-style-type: none"> ・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 2. 入手方法の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。 										
<p>⑤本人への明示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムや庁外システム及び情報提供ネットワークシステムから入手する事項については、番号法第9条第1項別表の44の項に明示されている。 ・関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表または番号法第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。 										
<p>⑥使用目的 ※</p>	<p>国民健康保険法及び国民健康保険に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による国民健康保険の資格・賦課・収納・滞納・給付に関する事務を行うため</p>										
<p>変更の妥当性</p>											
<p>⑦使用の主体</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 1167 472 1245"> <p>使用部署 ※</p> </td> <td data-bbox="472 1167 1535 1245"> <p>国保・年金課、納税課、市民課、西部事務所、東部事務所、北部事務所、南部東事務所、南部西事務所、日光事務所及び柳津地域事務所</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1245 472 1346"> <p>使用者数</p> </td> <td data-bbox="472 1245 1535 1346"> <p>[100人以上500人未満]</p> <p><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<p>使用部署 ※</p>	<p>国保・年金課、納税課、市民課、西部事務所、東部事務所、北部事務所、南部東事務所、南部西事務所、日光事務所及び柳津地域事務所</p>	<p>使用者数</p>	<p>[100人以上500人未満]</p> <p><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<p>使用部署 ※</p>	<p>国保・年金課、納税課、市民課、西部事務所、東部事務所、北部事務所、南部東事務所、南部西事務所、日光事務所及び柳津地域事務所</p>										
<p>使用者数</p>	<p>[100人以上500人未満]</p> <p><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上				
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満										
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満										
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上										
<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>【I-2. システム1、システム2、システム3、システム4及びシステム5の「②システムの機能」と同様</p>										
<p>情報の突合 ※</p>	<p>・国保被保険者異動届の際に入手する場合は、個人番号カード、資格確認書又は本人確認書類に記載された個人情報(番号)を基に、住基システム等を用いて本人確認を実施。</p>										
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>特定個人情報を用いて情報の統計分析は行わない。</p>										
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格の得喪 ・資格確認書等の交付 ・保険料の賦課 ・資格確認書等負担割合の決定 ・高額療養費及び高額・介護合算療養費算定基準額の決定 ・滞納者への催告 										
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>										

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (10) 件
委託事項1	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容	<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、当市より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	<p>・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者</p> <p>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主。)</p> <p>・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者</p> <p>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</p>
その妥当性	<p>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</p> <p>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含めて判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</p> <p>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</p> <p>・国民健康保険法第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>
③委託先における取扱者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	市ホームページで公表
⑥委託先名	岐阜県国民健康保険団体連合会
⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない

	対象となる本人の範囲 ※	「Ⅱ-2. -③対象となる本人の範囲」から国保資格喪失者及び税情報で把握できない者を除く。
	その妥当性	国民健康保険簡易申告書の入力を委託するため、特定個人情報ファイルの一部が範囲となる。
	③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
	④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
	⑤委託先名の確認方法	岐阜市情報公開条例に基づく公開請求によって確認することができる。
	⑥委託先名	株式会社 電算システム
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項4		各種届出書のデータ入力業務委託
①委託内容		被保険者の異動届出に関する情報の国民健康保険システムへの入力
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「Ⅱ-2. -③対象となる本人の範囲」と同様
	その妥当性	被保険者の異動届出に関する情報の国民健康保険システムへのデータ入力を委託するため、特定個人情報ファイルの一部が範囲となる。
	③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
	④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国保・年金課にて国民健康保険システムを操作)
	⑤委託先名の確認方法	国保・年金課にて国民健康保険システムを操作
	⑥委託先名	パーソルビジネスプロセスデザイン・アシスト共同事業体
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		国民健康保険システムの運用業務委託	
①委託内容		国民健康保険システムの始業点検、ヘルプデスク、不具合切り分け、定例処理等の運用業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「Ⅱ-2. -③対象となる本人の範囲」と同様	
	その妥当性	国民健康保険システムの運用を委託するため、特定個人情報ファイルの全体が範囲となる。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本庁マシン室にて国民健康保険システムを操作)	
⑤委託先名の確認方法		岐阜市情報公開条例に基づく公開請求によって確認することができる。	
⑥委託先名		タック株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項6		国民健康保険窓口業務委託	
①委託内容		国保・年金課の国民健康保険窓口業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「Ⅱ-2. -③対象となる本人の範囲」と同様	
	その妥当性	国民健康保険窓口業務を委託するため、特定個人情報ファイルの一部が範囲となる。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国保・年金課にて国民健康保険システムを操作)	

⑤委託先名の確認方法		岐阜市情報公開条例に基づく公開請求によって確認することができる。
⑥委託先名		パーソルビジネスプロセスデザイン・アシスト共同事業体
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項7		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理及び個人番号の紐付けが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(*):岐阜県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者 のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条及び第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう。
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。
⑥委託先名		岐阜県国民健康保険団体連合会 (岐阜県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する。)
	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない

再委託	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立入調査に係る要件その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
委託事項9		総合窓口受付業務委託
①委託内容		総合窓口で実施する国民健康保険窓口業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「Ⅱ-2. -③対象となる本人の範囲」と同様
	その妥当性	総合窓口で実施する国民健康保険窓口業務を委託するため、特定個人情報ファイルの一部が範囲となる。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (総合窓口にて国民健康保険システムを操作)
⑤委託先名の確認方法		岐阜市情報公開条例に基づく公開請求によって確認することができる。
⑥委託先名		パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 BPO事業本部
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項10		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう	
その妥当性	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。	
⑥委託先名	岐阜県国民健康保険団体連合会 (岐阜県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	
⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない

再委託	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先の岐阜県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、岐阜県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (19) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (9) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙2参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に関する特定個人情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><岐阜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務システムのサーバーは、外部データセンター内のサーバー室に設定しており、サーバー室への入退室は、職員、保守事業者等のうち入室を許可された者のみに制限し管理しており、入室の事前申請の承認、入退室管理簿の記録をしている。 ・データセンター内のサーバー室への入退室は、ICカード(許可された者のみ所有)、静脈認証等の生体認証、パスワード(許可された者ごとに設定)による認証を必要とし、また監視カメラによる監視をしている。 ・サーバー室へのパソコン、外部記憶媒体、通信機器等の無断持ち込みを禁止している。 ・データの滅失、毀損を防止するため、サーバー室は火災、水害、埃、振動、温度等の対策がされ、非常用電源及び無停電電源装置を備えている。 <p><本庁マシン室における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入室は入口ドアのパスワード認証、入退室管理簿の記録で管理している。 ・監視カメラにより、入退室や作業状況を監視している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・端末はセキュリティワイヤーで固定する。 <p><各課事務室内における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課事務室内の全端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。 ・各課事務室内の全端末の配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施している。 ・総合窓口事務室への入室はICカードにより厳重に管理されている。 ・業務時間外の総合窓口事務室はシャッターで閉鎖される。 ・申請書受付簿は、入力及び照合した後、鍵付の書庫に保管する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>												
<p>②保管期間</p>	<p><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[5年]</p> <p>その妥当性 岐阜市文書取扱規則(昭和46年岐阜市規則第6号)に基づいて5年間保管する。</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													

<p>③消去方法</p>	<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、国民健康保険システムの保守・運用を行う事業者または岐阜市担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムに格納する特定個人情報は各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者または岐阜市担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う業者において、保存された情報が読み書きできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
<p>7. 備考</p>	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙4のとおり

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書等へ記載を求める際には、特定個人情報を利用する理由を説明する。 ・届出を受付ける際には、本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行う。 ・郵送にて届出がなされる場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)第11条の規定に基づき厳格に実施する。 ・添付書類等を印刷する際は、印刷指定等を行い、打ち出した資料は直ちに回収する。 ・システムを利用する職員は、個人ごとにユーザーID・パスワードによる認証を行い、システム上で利用可能な機能を制限することにより、不適切な方法で入手できない対策を実施する。 ・システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正行為を行っていないことを確認する。 <p><国保連合会からの入手> 国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口において、対面で本人確認書類(身分証明証等)の提示を受け、本人確認を行う。 ・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(番号法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を求める。 ・写真なしの官公庁発行の証明書(保険証など複数)と住民基本台帳情報等の聞き取りを行う。 ・通知カード、個人番号カードの記載内容や窓口での聞き取り内容が住民基本台帳情報と一致しているか確認を行う。 <p><国保連合会からの入手> 国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。</p> <p>・さらに、国保連合会においても当市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p> <p>国民健康保険システムにおける措置 ・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることとしている。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード等の提示を受け、個人番号の確認を行う。 <p><国保連合会からの入手> 国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受け付けた申請書等は、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するために、入力及び照会後は、鍵付の書庫に保管する。 ・郵送にて申請書を受付ける場合、投函用封筒に国保・年金課の住所を明記し、当該住所宛に必ず返送するよう本人に説明する。 ・書面の届出の場合には、本人(もしくは代理人)から直接届出を受けることを原則とする。 ・システムを使用する職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・システムの操作履歴を記録し、不正行為を行っていないことを確認する。 ・システムへの入力は、市の施設以外及び市の保有する端末以外実施できない。 ・特定個人情報を入力する端末は、内蔵ディスク及び外部記憶媒体への書き込み機能を禁止する。 ・USBメモリ等による外部記憶媒体から情報を入手する場合は、「外部記憶媒体管理運用手順書」に従って運用している。 <p><びったりサービス(マイナポータル)を利用した電子申請の受理にかかる措置の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が利用するサービス検索・電子申請機能の画面誘導を簡潔にし、異なる手続きに係る申請や不要な情報の送信を防止する。 ・電子申請の受領に際しては、電子署名を利用した本人確認を実施する。すなわち、住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検索(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。 ・びったりサービス(マイナポータル)、サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からのデータへの不正なアクセス、漏えい等が起こらないようにしている。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>国保総合PCにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、不適切な操作等を抑止することにより、データが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	統合宛名システムは、特定個人情報を取り扱う事務ごとに、特定個人情報の使用目的で認められる範囲の対象者及び情報以外が参照できないようアクセス制御を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルには、適切な権限がある担当者のみがアクセスできるよう設計されている。適切な権限がある担当者からのアクセスであっても個人番号を表示する必要のない業務(機能)からのアクセスについては、個人番号を画面表示しない設計としている。 ・情報セキュリティ管理者は、職員が管理する課共有フォルダ内において、業務に必要な特定個人情報が収集保管されていないことを定期的に確認する。
その他の措置の内容	<p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 <p>* : GUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てる。 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・認証後は利用機能の認可機能より、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えないよう対策を実施する。 ・パスワードを定期的に変更する。 ・一定回数以上ログインに失敗したIDは停止等措置を講じる。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・端末のパスワードの記録機能等を使用しない。 ・パスワードを共有しない。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止する。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリリスクを軽減する。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底する。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限と業務(担当職員)の対応表を作成し、ID・パスワードの発行管理を行う。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請する。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・権限の申請・変更・失効については申請書を使用し、記録を残す。

<p>アクセス権限の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・ユーザーIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を、変更または削除する。 ・パスワードに有効期限を設け、定期的にパスワードの変更を行わないと、システムが利用できないよう設定する。また、IDを複数設定できないシステムについては、職員の異動退職の際など定期的にパスワード等を変更する。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。
<p>特定個人情報の使用の記録</p> <p>具体的な方法</p>	<p>[記録を残している]</p> <p><選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴を記録する。 ・システムの操作履歴を点検していることを職員等に周知する。 ・操作履歴の定期的な確認により不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に保管する。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。
<p>その他の措置の内容</p>	<p>【システム保守運用等のために管理者権限等の特権を付与されたID(以下「特権ID」という。)の利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者を必要最小限にし、パスワードの厳格な管理や定期的な変更、特権IDによるアクセス環境(作業場所、接続端末、必要最小限の接続時間、2人以上による保守作業の確認)の制限、利用の事前承認、操作履歴の記録や検査等の厳重な管理を行う。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員に対し、守秘義務など職場で守るべき遵守事項、特定個人情報を含む機密情報の業務以外の目的での利用の禁止、違反した場合の処分内容等について、情報セキュリティ教育を行う。 ・正職員以外の従事者(会計年度任用職員または外部委託事業者等)に職員と同等の情報セキュリティ教育を行った上で、「情報セキュリティポリシー遵守同意書」に署名させる。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を入力、照会する端末は、内蔵ディスク及び電子記憶媒体への書き込み機能を禁止する。 ・バックアップ実行は自動化し、特権IDでのみ実行、アクセスを許可している。 ・特権IDの管理及び運用は「Ⅲ-3.リスク2 その他の措置の内容」に従う。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

	<p>委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保守運用委託やオペレーション業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を岐阜市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。 ・委託先に情報提供をする際には、日付、枚数、媒体等を記載した管理簿を作成し、情報セキュリティ管理者の承認を得たうえで受け渡している。 ・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、情報の受け渡しの際に管理簿等で記録を取って実施することを確認している。 ・特定個人情報を記録した媒体は、直接渡すか、送付する場合は、適切な手段(セキュリティ便等)を採用する。 ・記録の保存期間については、当市の岐阜市文書取扱規則第38条に従い、5年間保存する。 ・特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要な応じてパスワードの設定を行うこと及び管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供情報は、業務委託完了時に全て返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。
<p>特定個人情報の消去ルール</p>		<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
	<p>ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保守運用委託やオペレーション業務委託に関しては、委託実施場所を岐阜市庁舎内のみとしており、かつ直接のシステム操作であるため、特定個人情報を含むデータの受け渡しは発生しないため、消去の委託はしない。 ・契約書に業務委託終了後、発注者から入手した情報資産を返還または発注者の指示する方法で完全に消去・廃棄し、その旨の証明を書面にて提出することを定めている。 ・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、情報の消去・廃棄等における取扱い手順を定めていることを確認している。
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>		<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
	<p>規定の内容</p>	<p>以下の規定を委託契約書及び個人情報取扱特記仕様書に定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知りえた情報の守秘義務(委託業務終了後を含む) ・改竄、漏えい、滅失及び毀損の防止 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・提供した情報資産の複写または複製の禁止 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・「情報セキュリティ対策チェックシート」による自己点検の実施 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・市による監査及び検査 ・市による事故時等の公表 ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)

<p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>	<p>[十分にしている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する教育の確認 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>委託先において契約書等に示す情報セキュリティの遵守が疎かになるリスクに対し、業務着手時及び年度当初に「情報セキュリティ対策チェックシート」により、遵守状況の自己点検を徹底させている。</p> <p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムを岐阜県内のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 <p><取りまとめ期間における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する事務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[<input type="checkbox"/> 記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・庁内連携システムを利用した情報の移転は全て実行結果の記録を残している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報ファイルを扱う業務システムから移転は、庁内連携システムによるデータ連携、または、住民情報系ネットワーク(インターネットに接続されない)内に作成された、アクセス可能な者が制限される共有フォルダを用いたデータの受け渡しのみとしている。 ・庁内連携システムにおいて、情報システム管理者が特定個人情報ファイルの連携毎に移転の目的や法的根拠を確認した上で、移転先の業務遂行に必要な情報項目と移転タイミングをシステムの設計書として定めている。	
その他の措置の内容	・操作端末のハードディスク、USBメモリやCD-R等の外部記憶媒体を利用して情報の提供・移転ができないよう、操作端末のハードディスクやUSB接続機器への書き込み禁止、書き込み可能な光学ドライブを搭載しない等の制限をしている。	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	・庁内連携システムによる移転の実行は自動化されており、特定の権限を持つ者以外実行できないよう、アクセス制限されている。	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	・庁内連携システムは、仕組みとして移転元と移転先の関連付け及び移転する情報が定義されており、人的に誤った情報の移転及び誤った相手への移転を防止する。 ・庁内連携システムの設計書等に記載される、移転元と移転先の関連付け、移転する情報については、情報システム管理者、個人情報管理責任者(情報セキュリティ管理者)が点検、承認し記録する。	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—		
---	--	--

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>他団体への特定個人情報の照会に際し、情報提供ネットワーク以外の手段を用いないことで、中間サーバー・ソフトウェア、中間サーバー・プラットフォームにおいて講じられた措置によってリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害の対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムによる情報提供については、必ず共通基盤連携システムの中間サーバー連携機能を経由することとし、許可されたシステム以外からの情報提供を禁止している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定している。 ・中間サーバーとの接続において、不適切な端末等が接続できないよう対策を講じている。 ・中間サーバーに保存する特定個人情報ファイルの更新を職員等が誤って実施できないよう、システムを利用する必要がある職員を特定し、権限管理、利用者IDを定期的な棚卸し、不要なIDの消去等を行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・他団体への特定個人情報の提供に際し、情報提供ネットワーク以外の手段を用いないことで、中間サーバー・ソフトウェア、中間サーバー・プラットフォームにおいて講じられた措置によってリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>他団体への特定個人情報の提供に際し、情報提供ネットワーク以外の手段を用いないことで、中間サーバー・ソフトウェアにおいて講じられた措置によってリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<各課事務室内における措置> ・各課事務室内の全端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。 ・各課事務室内の全端末の配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施している。 ・総合窓口事務室への入室はICカードにより厳重に管理されている。 ・業務時間外の総合窓口事務室はシャッターで閉鎖される。 ・申請書受付簿は、入力及び照合した後、鍵付の書庫に保管する。 <外部データセンターにおける措置> ・データセンター内のサーバ室への入退室は、職員、保守事業者等のうち入室を許可された者のみに制限し管理しており、入室の事前申請の承認、入退室管理簿の記録をしている。 ・データセンター内のサーバー室への入退室は、ICカード(許可された者のみ所有)、静脈認証等の生体認証、パスワード(許可された者ごとに設定)による認証を必要とし、また監視カメラによる監視をしている。 ・サーバー室へのパソコン、外部記憶媒体、通信機器等の無断持ち込みを禁止している。 ・データの滅失、既存を防止するため、サーバ室は火災、水害、埃、振動、温度等の対策がされ、非常用電源及び無停電電源装置を備えている。 <本庁マシン室(運用事業者のオペレーティング室)における措置> ・入室は入口ドアのパスワード認証、入退室管理簿の記録で管理している。 ・監視カメラにより、入退室や作業状況を監視している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・端末はセキュリティワイヤーで固定する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

<p>⑥技術的対策</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な対策の内容</p>	<p>・システムの操作履歴を記録する。 ・サーバー、パソコンにウイルス対策ソフトを常駐しリアルタイムチェックを実施し、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは自動化により最新のものを適用している。 ・ネットワークを通じての不正アクセス対策として、ファイアウォールやIPSにより、不正、不要な通信の検知や遮断をしている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策パッチ適用は、必要性、動作の安全性等を確認したうえで実施することとしている。 ・パソコンは許可なくソフトウェアを導入できないよう管理者権限を制限しており、また、パソコンを許可なくネットワークに接続できないよう、端末の認証等の制限をしている。 ・端末から一定の時間操作が行われない場合は、システムとの接続を遮断し、他者に利用されることを防止する。</p> <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 ・当市と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生なし]</p>	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>		
<p>再発防止策の内容</p>		
<p>⑩死者の個人番号</p>	<p>[保管している]</p>	<p><選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p>

	具体的な保管方法	生存者と同様の方法にて安全管理をする。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内のシステムとの整合処理を定期的実施し、保存中の被保険者に関する情報が最新であるかどうかを確認する <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCに登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 ・帳票については、規定に基づき、帳簿等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・廃棄時には、規定に基づき、廃棄を行うとともに、廃棄日時、担当者及び処理内容を記録する。 <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCに登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>・年に1回担当部署内において、評価書の記載内容通りの運用がなされていることについて、自己点検を行い、運用状況を確認する。</p> <p><国保総合(国保集約)システム> ・番号法第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等を基に中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対して、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>・評価書に記載した通りに運用がなされていること、その他特定個人情報ファイルの取扱いの適正性について、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規定等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置> ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。</p>

2. 従業者に対する教育・啓発

<p>従業者に対する教育・啓発</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>・職員に対しては、定期的に個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導のうえ、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作及び運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修 ・教育頻度: 年間1回程度 ・教育方法: 集合教育 ・教育対象: 職員及び嘱託員 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p><サイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項: 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度: おおむね一年ごと ・教育方法: eラーニング ・教育対象: 特定個人情報ファイルを取扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 *「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p>

3. その他のリスク対策

<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応について、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所 市民生活部 国保・年金課
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、所定の請求書に必要事項を記載し、提出する。
特記事項	市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険システムファイル
公表場所	当市のWebサイト
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	岐阜市役所 市民生活部 国保・年金課 管理運営係 電話:058-214-2083
②対応方法	問い合わせの受付時に起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	岐阜市市民意見聴取プロセス実施要綱に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、市報に公表している旨の記事を掲載し、市ホームページ及び市内公共施設にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	(1)平成27年6月1日から同年6月30日まで(2)平成28年12月5日から平成29年1月4日まで(3)令和2年4月1日から同年4月30日まで(4)令和2年11月2日から同年12月2日まで(5)令和6年12月2日から同年12月27日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	(1)意見提出:0件 (2)意見提出:0件 (3)意見提出:0件 (4)意見提出:0件 (5)意見提出:0件
⑤評価書への反映	(1)修正なし (2)修正なし (3)修正なし (4)修正なし (5)修正なし
3. 第三者点検	
①実施日	(1)平成27年7月27日(2)平成29年1月10日(3)令和2年6月29日(4)令和3年1月25日(5)令和7年2月27日
②方法	岐阜市個人情報保護審議会による第三者点検の実施
③結果	(1)原案通り認める旨の答申を得た。 (2)原案通り認める旨の答申を得た。 (3)原案通り認める旨の答申を得た。 (4)原案通り認める旨の答申を得た。 (5)原案通り認める旨の答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	